

2021 年 9 月 24 日

生徒、保護者の皆さんへ

法政大学中学高等学校

校長 松浦 麻紀子

教員の働き方について（お願い）

保護者の皆さまには、本校の教育活動へのご理解ご協力ありがとうございます。

さて、学校の教員の多忙化が社会問題となり、法政大学付属校では 2019 年度より法令に定められた労働時間管理の制度を導入しました。学校は生徒が知識や人との関わり、健康などを学ぶ場で、そのためには教員が心身ともに健康で余裕を持たなければなりません。

つきましては、以下の点について、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 教員の労働時間に関わって

(1) 休憩時間の確保について

1 日の労働時間が 8 時間を超える場合は、休憩時間を計 1 時間以上とることが法令で定められています。教員が休憩時間を確保することにご協力をお願いします。業務削減、休憩スペースの確保や休憩時間の明示など工夫をします。

(2) 宿泊を伴う研修旅行や合宿時について

基本的に午後 10 時（現地時間）以降は、公式の活動を計画せず、生徒・教員とも休憩・就寝することを原則にします。体調不良等への対応、突発的な事象への対応、緊急時は除きますので、そのような場合には遠慮せず教員に申し出てください。

2. 生徒、保護者の方からの教員への連絡について

(1) 教員への連絡先について

学校の仕事上のメールアドレスは、必要がある場合お知らせします。また、必要に応じて、フェアキャスト・まな BOX を通して連絡手段を講じます。

(2) 連絡の時間帯について

教員室への電話連絡は、始業の 10 分前～最終下校時刻の時間帯をお願いいたします。教員によるメールの閲覧と発信も、上記に行います。即時の対応ができませんのでできるだけ余裕をもってご連絡ください。

生徒・保護者の皆様と一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上